

## 「平成19年度七ヶ浜町役場庁舎電話交換機等リース事業」

### 公募型見積合わせ試行要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、七ヶ浜町財務規則(昭和51年規則第2号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、「平成19年度七ヶ浜町役場庁舎電話交換機等リース事業」の請負契約にあたって実施する公募型見積合わせに関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この要綱において「公募型見積合わせ」とは、本町が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。)第167条の5の規定により、当該事業請負契約に必要な入札参加資格を定めて行う公募型見積合わせの方式をいう。

#### (入札参加資格条件)

第3条 公募型見積合わせの参加資格条件は、次の各号の要件を満たす者とする。

- (1) 当該事業に対応する業種について、本町の競争入札参加資格承認をされている者であること。
- (2) 七ヶ浜町の指名停止期間中でないこと。
- (3) 自治令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更正手続開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 当該事業と同種事業に関する履行実績が必要であると判断された場合において、その実績を有しているものであること。
- (6) 前各号に掲げる要件のほか、町長が特に必要と認める要件を満たしている者であること。

#### (公告)

第4条 町長は、自治令第167条の6及び規則第90条の規定により、当該事業に係る公告をするとともに、その内容について広く周知するよう努めなければならない。

#### (見積参加資格申請等)

第5条 この要綱に定める公募型見積合わせに参加しようとする者(以下「見積参加申請者」という。)は、公告の定める期限までに、町長に対し公募型見積合わせ参加申請書(様式第1号)を提出し、当該事業に係る入札参加資格の有無について審査を受けなければならない。

2 前項の公募型見積合わせ参加申請書には、公告に定める書類を添付しなければならない。

#### (見積参加資格の審査及び判定)

第6条 財政課長は、前条により提出のあった公募型見積合わせ参加申請書等が設定条件に合致することを確認し、七ヶ浜町工事請負等指名委員会(以下「委員会」という。)に提出するものとする。

2 委員会は、公募型見積合わせ参加申請書を審査し、見積参加資格の適否を判定する。

(公募型見積合わせの取り止め)

第7条 町長は、前条の規定により審査した結果、見積参加資格を有する者の数が4以下となり、かつ、十分な競争性を確保し得ないと判断する場合は、当該公募型見積合わせを中止することができる。この場合において、町長は、見積参加資格の設定を見直し、改めて公募型見積合わせを行うか、又は、指名競争入札を行うかを選択することができる。

2 町長は、前項の規定により公募型見積合わせを中止したときは、その旨を公告するとともに、参加申請者に対して通知しなければならない。

3 町長は、第1項後段の規定により指名競争入札を行う場合は、当該公募型見積合わせに参加申請をし、かつ、入札参加資格を有する者について、優先的に指名を行うものとする。

(見積参加申請者への審査結果の通知等)

第8条 町長は、第6条第2項により決定した見積参加資格の適否を、見積参加申請者に対し、見積参加資格確認通知書(様式第4号)により通知するものとする。この場合において、見積参加資格を有しないとされたものについては、その理由を付するものとする。

2 前項の規定により見積参加資格を有しない旨の通知を受けた者は、町長に対し、書面によりその理由を求めることができる。

3 町長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに回答するものとする。

(見積参加資格の喪失)

第9条 当該事業に係る見積参加資格を有するとされた者(以下「見積参加資格者」という。)は、公告の翌日から見積提出期限日までの間に次の各号に掲げるいずれかの理由に該当することとなったときは、当該事業に係る見積に参加することができないものとする。

(1) 第3条に規定する見積参加資格を満たさないこととなったとき。

(2) 公募型見積合わせ参加申請書及びその添付書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

(見積参加資格の喪失の通知)

第10条 町長は、前条の規定により見積参加資格を喪失した者があるときは、見積参加資格喪失通知書(様式第5号)にその理由を付して、当該見積参加資格を喪失した者に対し速やかに通知しなければならない。

(設計図書等の閲覧)

第11条 当該事業の仕様書、図面等(以下「設計図書等」という)は、紙面又はデータにより閲覧に供するものとする。

2 見積参加資格者は、設計図書等に対して質問があるときは、公告において指定された期間内に、町長に質問書を提出するものとする。

3 町長は、前項の設計図書等に対する質問書を受理したときは、財政課長に回答書を作成させ、当該回答書を公告に定めた方法により閲覧に供するものとする。

(見積書の提出)

第12条 見積書は、公告に示す方法により提出するものとする。

(見積執行回数)

第13条 見積執行回数は原則として1回とする。

(見積の無効)

第14条 次の各号のいずれかに該当する見積は、無効とする。

- 1 本要綱に示した見積に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした見積
- 2 本要綱において示した条件に違反した者のした見積

(異議を申し立てることの禁止)

第15条 見積をした者は、見積後この要綱、仕様書、図面等についての不明又は錯誤等を理由に、異議を申し立てることはできないものとする。

(申請資料の取扱い)

第15条 見積参加者から提出された参加申請資料は、当該申請者に返還しない。また、その内容は公表しないものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

様式第1号（第5条関係）

## 公募型見積合わせ参加資格申請書

平成 年 月 日

七ヶ浜町長 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者

?

平成19年7月 日付けで入札公告のありました事業に係る見積に参加したいので、下記の書類を添えて申請いたします。

なお、成年被後見人及び被保佐人、被補助人並びに破産者で復権を得ない者でないこと並びに本申請書及び添付書類のすべての内容について、事実と相違ないことを誓約いたします。

### 記

1. 事業名 平成19年度七ヶ浜町役場電話交換機等リース事業

2. 事業場所 七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1（七ヶ浜町役場）

3. 添付書類

平成19・20年度七ヶ浜町入札参加資格承認書（写し）

実績調書（任意様式）

様式第2号(第8条関係)

平成 年 月 日

## 入札参加資格確認通知書

住 所

商号又は名称

代 表 者

七ヶ浜町長 渡邊 善夫

先に申請のありました下記事業に係る入札参加資格について、審査結果を通知します。

### 記

公告日	平成19年7月 日
事業名	平成19年度七ヶ浜町役場電話交換機等リース事業
入札参加資格の有無	有 無
入札参加資格が無いと認めた理由	

入札参加資格が無いと通知された方は、その理由について説明を求めることができます。  
説明を求める場合は、 年 月 日までに、町長へその旨を記載した書面(任意様式)を提出してください。

## 公募型見積合わせ参加資格喪失通知書

住 所

商号又は名称

代 表 者

七ヶ浜町長 渡邊 善夫

先に通知した下記工事に係る入札参加資格について、「平成17年度町道マロニエ線舗装補修工事」条件付一般競争入札試行要綱第9条の規定に該当することを確認したので、下記のとおりその参加資格を喪失し、入札に参加できなくなったので通知します。

- 1 事業名 平成19年度七ヶ浜町役場電話交換機等リース事業
- 2 公告日 平成19年7月 日
- 3 参加資格喪失理由